

# 回 答 書

平成29年度 定期報告制度講習会

宛先	発信者	
佐賀県建設技術支援機構HP	回 答 送 付 日	平成29年10月27日
	回 答 者	公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 石原
	電 話 番 号	0952-26-1697
	F A X 番 号	0952-26-1698
	メ ー ル ア ド レ ス	kenchiku@sagacat.or.jp

質問	回答
①定期報告制度の対象表などで、国指定と佐賀市指定が載っていたが、佐賀市以外の自治体はどうなってるのか？…県の指定を記載できないのか？	①佐賀県内の特定行政庁は、佐賀県(佐賀市内の区域以外)と佐賀市(佐賀市内の区域)です。定期報告制度の対象建築物・規模・報告時期は佐賀県と佐賀市は同じ内容となっています。 佐賀県 佐賀県規則第十四号 建築基準法施工細則第六条又は第七条 佐賀市 規則第167号 佐賀市建築基準法施工細則第4条又は第五条
②報告をしなかった場合の罰則はあるのか？補足説明もしてほしい。	②建築基準法第101条に「次の各号のいずれかに該当するものは、100万円以下の罰金に処する」と規定されています。 ニ 第12条1項又は第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 また、調査(検査)については次に掲げる資格者が行う必要があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・特定建築物 : 建築士、又は特定建築物調査員</li><li>・建築設備 : 建築士、又は建築設備検査員</li><li>・防火設備 : 建築士、又は防火設備検査員</li><li>・昇降機 : 建築士、又は昇降機等検査員</li></ul>
③調査・検査は依頼できますか？または調査・検査をしている機関や団体の紹介はしていますか？	③特定の調査(検査)員は紹介できません。建築士又は有資格者に調査依頼をしてください。 (佐賀県建築士事務所協会や佐賀県建築士会に相談されてはいかがでしょうか。) <ul style="list-style-type: none"><li>・特定建築物 : 建築士、又は特定建築物調査員</li><li>・建築設備 : 建築士、又は建築設備検査員</li><li>・防火設備 : 建築士、又は防火設備検査員</li><li>・昇降機 : 建築士、又は昇降機等検査員</li></ul>

# 回 答 書

平成29年度 定期報告制度講習会

宛先	発信者	
佐賀県建設技術支援機構HP	回 答 送 付 日	平成29年10月27日
	回 答 者	公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 石原
	電 話 番 号	0952-26-1697
	F A X 番 号	0952-26-1698
	メ ー ル ア ド レ ス	kenchiku@sagacat.or.jp

質問	回答
<p>④報告様式に〈建築物〉〈昇降機〉〈建築設備〉〈防火設備〉〈遊戯施設〉と種類がありますが、提出しなければならないものはどれですか？</p>	<p>④定期報告の対象となる建築物等は、建築物の用途や規模により定められています。 対象となる建築物と報告時期の一覧を以下のページに記載していますので、こちらをご確認ください。 (佐賀県HP:<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314750/index.html">http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314750/index.html</a>)</p>
<p>⑤基本的に定期報告については、既存建築物の維持管理状況の報告が趣旨だと思いますので、建築基準への不適合部分についても適切に維持管理されていることを確認する。ということよろしいでしょうか。</p>	<p>⑤定期報告の趣旨について 建築基準法第8条では、建築物の所有者等は(管理者・占有者)その建築物を常時適法な状態に維持管理する努力義務があります。 定期報告制度は、その趣旨から公共性の高い建築物や第三者が多数利用する建築物等の場合には、事故等の未然防止を目的に所有者等に対して定期的に維持管理の状況の報告を求め、特定行政庁がその報告内容に応じ必要な措置を講じることとなっています。 ご質問の建築基準への不適合部分については、計画的に不適合部分を改善したうえで、適切に維持管理する必要があります。</p>
<p>⑥例えば建築物の構造(耐火建築物等)に不適合が認められる場合は(既存不適合でない)は報告書の第四面へ記載することが必要となりますか。また「考えられる原因」は古い建物の場合はわからなくなっていることも考えられるので、「不明」と記載することとなるのでしょうか。あるいは、定期報告の趣旨ではないので記載しないでよいと考えるのでしょうか。</p> <p>それと、四面への記載なので、調査結果表や別添1,2は作成しないということになりますか。</p>	<p>⑥第4面への記載について 建築物の構造(耐火建築物)の不適合(既存不適合ではない)についての報告書への記載については、調査結果表においても躯体等の劣化・損傷や耐火被覆の劣化・損傷について記載項目があります。 調査結果表に記載できない内容であれば、第4面への記載をお願いします。 その場合、別添1, 2については、特記すべき事項であれば調査者の判断で記載をお願いします。</p>
<p>⑦4-(34)が欠番ですが、なしと考えてよいか？</p>	<p>⑦特定建築物定期調査報告書 調査結果表の4-(34)の項目は欠番です。 佐賀県(佐賀市)のホームページより最新の様式をダウンロードして提出してください。</p>